

第87号

須坂市 農業委員会だより

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1
☎026-248-9015



「農業施策に関する意見書」の回答がありました

昨日11月11日に市長あてに提出した「農業施策に関する意見書」に対する回答が12月26日、三木正夫市長からありました。

当日は農業委員会から神林利彦会長、田中郁男会長職務代理、神林清治農業振興対策部会長、小林郁雄農地対策部会長、原千賀子農業後継者対策部会長が出席し、回答内容の説明を受けました。

回答の要旨を次のページでお知らせします。

「任期満了を迎えて」
農業委員会会長
神林 利彦

第23期農業委員・農地利用最適化推進委員の任期も7月19日をもって満了の時を迎えます。

これまで委員会活動にご協力いただきました地域の農業者の皆様 ご支援くださいました農業関係団体の皆様に、先ずもつて御礼申し上げます。

さて、昨年5月、経営基盤強化促進法、農地法及び農業委員会等に関する法律の一部が改正され、この4月から施行されました。今回の改正は、担い手への集積をさらに推し進めるための市町村による地域計画の策定と、多様な人材を確保するための農地法における下限面積の廃止が大きな変更だと思います。

基幹的農業従事者の7割超が65歳以上と言われていますが、当市においてこの傾向は変わらず、高齢化や後継者不足に起因する遊休農地が増加しています。地域農業の大きな課題である遊休農地の発生防止・解消には、この7割の農家

主な内容

- 農業施策に関する意見書の回答がありました
- 任期満了を迎えて
- 標準労賃・機械作業標準料金、賃借料情報
- フルーツロゴマークをご利用ください
- 農業委員会活動記録
- 害獣対策をご利用ください
- 職員の人事異動 ○編集後記

の多くがリタイアするであろう10年後、20年後を見据えた「人と農地」の対策が急務です。

次期農業委員及び推進委員におかれましては、「人と農地」の課題解決のため、地域や関係機関と連携協力し、地域農業の将来ビジョンである前述の地域計画の策定及び計画の実行と実現に向けてご尽力されますことをご期待申し上げます。

残された任期もあと2か月余りとなります。任期満了の日まで第23期農業委員会一同、地域農業発展のため全力を尽くしてまいりますので、皆様の引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

意見書回答要旨

農業振興対策

(1) 1 有害鳥獣対策について
ブドウ園のステンレスワイヤーの検証結果の公表と資材購入を補助されたい。

(2) ヒヨドリ・ムクドリ対策を研究されたい。

(3) 農家独自の有害鳥獣対策を調査の上、紹介されたい。

(4) 冬場の農作物の取り残し等について注意喚起されたい。

回答

(1) 長期間にわたり使用するには更に検討を重ねる必要があるため、引き続き実証実験を行います。補助については資材が安価であるので考えていません。

(2) 防鳥ネットが有効だが、他の対策についても研究します。

(3) 効率的な農家の調査や周知方法を検討します。

(4) 和 4 年度から 10 アールあたり 8 万円を加算するよう要綱を改正しました。苗木の補助については果樹経営支援対策事業の活用をお願いします。

JA 一日農業バイトの登録者増加に向けて PR されたい。

回答

(1) 導入済みの農家もあるので監視カメラの購入補助は考えていません。

(2) JA ぶどう部会で協議するとのこと。引き続き関係機関が一体となり犯罪及び啓発活動に取り組みたい。

回答

(1) 須坂フルーツロゴマークの普及 PR と使用基準を策定されたい。

(2) ロゴマークの使用基準は市ホームページで公表しています。多くの方がロゴマークを利用できるよう機会を捉えて PR します。

5 遊休農地解消対策事業補助金を増額されたい。

回答

(1) 放任果樹園対策として令和 4 年度から 10 アールあたり 8 万円を加算するよう要綱を改正しました。苗木の補助については果樹経営支援対策事業の活用をお願いします。

JA 一日農業バイトの登録者増加に向けて PR されたい。

回答

(1) 周知に努めます。

(2) 盗難防止対策の強化監視力メラの購入補助生産者等の盗難防止パートナーホールへの参加について

回答

(1) 赤線通路維持については手作り普請協働事業により材料を提供します。修繕の補助は考えていません。

(2) 用地補償が伴う農道改良は国庫補助事業で対応するため要望ごとに検討します。

回答

(1) 農家が農業機械を使つて隣接遊休農地の管理を請け負うなども解消につながる。サポートセンターでサポートセンター農家の募集を検討されたい。

2 地域での話し合いにより複数のサポートセンター農家があれば、その活動を市は支援します。

回答

(1) 新規就農者支援について新規就農者の作業場確保に向けて継続的な取組みを。

(2) 新規就農者のブドウ園地の確保とブドウへの改植を支援されたい。

回答

(1) 地域計画については農水省の策定マニフェストに基づき策定します。農業委員会も協議への協力、目標地図の素案作成等の対応をされたい。

(2) 一方的な農村 R M O の形成は難しい。まずは地域の考え方を聴く必要があると考えます。

回答

(1) 新規就農者支援について新規就農者の作業場確保に向けて継続的な取組みを。

(2) 次世代人材投資事業の農家子弟のリスク要件緩和について国に要望されたい。



市HPで確認
できます



令和5年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金

1 農作業標準労賃

これを目安に当事者間で十分協議してください。

作業名		単位	金額	備考
稲作作業	田植作業	1時間	950円	植付準備作業、消毒作業含む
	一般作業	〃	910円	
畑作・花き	一般作業	〃	910円	
	剪定作業	〃	1,870円	接木作業含む
	技術作業	〃	1,650円	棚建て
果樹作業	一般作業	〃	910円	袋かけ・摘果(花)・房切・摘粒作業 収穫荷造作業を含む
	搾乳作業	〃	1,320円	
酪農	一般作業	〃	910円	

※ 最低賃金の改定により一般作業労賃が長野県の最低賃金を下回ることになった場合は、改定の日から県の最低賃金（時間額）を一般作業の標準労賃とします。

2 機械作業標準料金（税込）

作業名		単位	金額	備考
機械作業	水田耕起	10a	8,800円	15cm 耕起標準
	畑耕起	〃	8,800円	礫混入畑、耕地の不整形、小面積 及び果樹園の場合は別に考慮する
	水田代かき	〃	9,700円	
	田植作業	〃	10,900円	植付のみ、標準は2条植
	稻刈結束(バインダー)	〃	11,600円	結束ヒモ代含む
	脱穀(ハーベスター)	〃	11,600円	乾燥のよいもの
	S S防除	〃	4,900円	1回、薬剤費別
	コンバイン	〃	26,200円	結束込み 結束なしは2,000円減 機械運搬料は別途
	糞自動乾燥機	1kg	24円	乾燥のよいもの
	草刈作業	10a	4,700円	乗用草刈機による作業
		1時間	1,650円	刈払機による作業
バックホー(2t程度)		〃	5,600円	機械運搬料は別途
大型機械オペレーター労賃		〃	1,650円	S Sの運転も対象

※ 燃料費込み運転者付き

※ 機械のみを借りる場合は上記の7割程度

※ 中山間地域における機械作業料金は当事者間で十分協議してください

賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結（公告）された市内の農地の
賃借料（10アール当たりの年額）等は、以下のとおりでした。

農地区分	平均額	最高額	最低額	データ数
水田	平坦地	6,600円	10,400円	2,500円
	中山間地	データなし	データなし	データなし
樹園地	リンゴ	11,500円	21,200円	4,600円
	ブドウ	19,400円	31,000円	6,600円
	モモ	6,500円	10,100円	2,300円
	ナシ	データなし	データなし	データなし
	ブルーン	データなし	データなし	データなし
普通畑	5,500円	12,300円	2,700円	19

・平均と比較して著しく高額または低額な賃借料は、特殊取引として除外しました。

・金額は契約額のみで算出しているため、灌水代等については勘案していません。

・金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としました。

・データ数が公表すべき基準（5件）未満の場合は、「データなし」と表示しました。

※この情報は目安ですので、貸手と借手で十分な協議をして賃借料を決めてください。

須坂市フルーツロゴマークをご利用ください

須坂市産の果実の販売、販売促進や消費拡大等、須坂市のPRなどにご利用ください。

※ 形状等の変更、修正は
できません。

※ 現在、このロゴマークの商標登録出願中です。



市ホームページで
確認できます



◆ 使用について

口ゴマニクは無料で使用できます。

企業や団体、農家などが営利目的で使用する場合は利用申請が必要です。

當利目的以外は申請不要です

利用申請はこちら →
(ながの電子申請サービス)



お問い合わせ 農林課 ☎026-248-9004（直通）

野焼きは原則禁止です!!

ゴミ等の屋外焼却は、法律により原則禁止とされていますが、農作業における剪定枝や稻わらの焼却など、やむを得ない場合のみ例外とされます。

農作業でやむを得ず野焼きをする場合は、

- ①事前に消防署に届け出る
 - ②葉っぱや枝をよく乾燥させる
 - ③天候や時間、風向きなどに注意する
 - ④家庭ごみや廃プラ等をついでに
焚かない

火災予防と周辺の生活環境へのご配慮をお願いします。

令和4年4月1日	4 / 5	長野県農業会議会長
須高地区農業委員会	・事務局長合同会議	協議会会长・事務局
長野県19市農業委員会	会協議会通常総会	長野県農業会議第7
長野県農業委員会女性	協議会長野支部総会	回通常総会
農作物盜難防止パトロール	農作物盜難防止パトロール出発式	長野県農業委員会女性
性協議会総会	新規就農者激励会	農作物盜難
農振除外事前現地調査	・審議会	防止パトロール
農業委員会現地調査	・審議会	長野県農業委員会女性
農業施策に関する意見書提出	非農地判断事前検討会	性協議会総会
農業委員会大会	・審議会	農振除外事前現地調査
県選出国会議員との意見書提出	須高地区農業委員会	農業委員会現地調査
農業施策に関する意見書提出	協議会役職員研修	農業施策に関する意見書提出
県選出国会議員との意見書提出	第7回長野県農業委員会大会	県選出国会議員との意見書提出
直壳参加	三崎港町まつり	直壳参加

農業委員会
活動記録

農業施策に関する意見書の市からの回答

その他、定例総会・協議会（毎月末開催）、各対策部会、情報研修委員会、意見書策定検討委員会の開催、農地パトロール、遊休農地解消モデル事業の実施など

回臨時総会

3／3／24 27／24 13／27 2／12 12／26

農政懇談会
標準労賃等協定会議
長野県農業委員会女性協議会研修会
農業者年金学習会
長野県農業会議第88回

その他、定例総会・協議会（毎月末開催）、各対策部会、情報・研修委員会、意見書策定検討委員会の開催、農地パトロール、遊休農地解消モデル事業の実施など

<p>職員の人事異動</p> <p>4月1日付けの人事異動で 農林課（係長以上）、農業委員会事務局の職員に次のとおり異動がありました。</p> <p>（総務課長） 新任 産業振興部長 田中 雅明</p> <p>（編集後記） 転入 農林課産地ブランド係長 戸井田尚隆（生活環境課主査）</p> <p>（農業委員会事務局主査） 小林 広明（会計課主査）</p> <p>（農業委員会事務局） 佐藤 星名 里香（農林課事務員） 実紀（子ども課）</p> <p>（商業観光課） 塩崎 智一（農林課産地ブランド係長）</p> <p>（福祉課） 福祉課 増村 橋亮（農業委員会事務局主査）</p> <p>（産業振興部長） 職員（3月31日付） 新井 修一</p> <p>（農業委員会事務局事務員） 赤沼 陽子</p>
--

編集後記

農林課（係長以上）、農業委員会事務局の職員に次のとおり異動がありました。
（　）は前任の職場、職名
新任 産業振興部長 田中 雅明 （総務課長）
転入 農林課産地ブランド係長 戸井田尚隆（生活環境課主査）
農業委員会事務局主査 小林広明（会計課主査）
佐藤里香（農林課事務員） 星名実紀（子ども課）
転出 商業観光課 塩崎智一 （農林課産地ブランド係長） 福祉課 増村穰亮 （農業委員会事務局主査）
退職 （3月31日付） 産業振興部長 新井修一 農業委員会事務局事務員 亦沼陽子

メールアドレス s-nougyoiinkai@city.suzaka.nagano.jp

026-248-9015